○小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る要綱

平成２８年４月１日

改正

平成２９年４月１日

令和２年６月５日

令和３年４月１日

令和４年１０月１日

令和７年４月１日

小田原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「法」という。）第１１条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定及び法第３０条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（市長が必要と認める図書）

第３条　省令第２０条第１項の規定による市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

(1)　法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあっては、当該判定機関が交付する適合証

(2)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律８１号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3)　その他市長が必要と認める図書

（市長が不要と認める図書）

第４条　省令第２０条第３項の規定による市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　前条第１号又は第２号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が不要と認める図書

（建築確認の審査の申出）

第５条　法第３０条第２項後段（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請と併せて建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同項の申請書の正本及び副本を提出するものとする。ただし、当該申出に係る建築物が同法第６条の３第１項又は同法第１８条第５項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、同法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

２　前項の場合において、建築基準法第６条第１項の申請書には、省令第２０条第１項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

（軽微な変更）

第６条　市長は、建築主が省令第５条に規定する軽微な変更をしたときは、当該建築主に対して建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更届（様式第１号又は様式第２号）に変更内容を示す図書を添えて届け出るよう求めることができる。

２　市長は、認定建築主が省令第２５条に規定する軽微な変更をしたときは、当該認定建築主に対して軽微な変更届（様式第３号）にそれぞれ添付図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を変更部分のみ朱書表示したものとする。）を添えて届け出るよう求めることができる。

３　前２項の軽微な変更届の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

４　省令第１３条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を市長に求める者は、軽微変更該当証明申請書（様式第４号）（当該変更後の確保計画に係る省令別記様式第１第２面から第５面までに規定する記載事項を記載した書面を含む。）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　省令第３条第１項に規定する図書（当該変更に係る部分に限る。）

⑵　当該確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（市長が当該判定を行った場合には、当該判定に要した図書を除く。）

⑶　その他市長が必要と認める図書

５　市長は、前項の申請に係る変更が省令第５条に規定する軽微な変更に該当すると認めたときは、同項に規定する申請書の副本及びその添付図書を添えて、軽微変更該当証明書（様式第５号）を当該申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　法第１１条第１項若しくは第２項又は法第１２条第２項若しくは第３項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をした者又は省令第１３条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請をした者が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第６号）により市長に届け出なければならない。

２　法第２９条第１項の規定による認定を申請した者又は法第３１条第１項の規定による変更の認定を申請した者（次条において「申請者」という。）が、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第７号）により市長に届け出なければならない。

３　前２項の取下げ届の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

（認定をしない旨の通知）

第８条　市長は、法第３０条第１項（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、不認定通知書（様式第８号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（工事監理の状況）

第９条　建築基準法第７条第１項（同法第８７条の２又は同法第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請は、法第１０条第１項の規定が適用される場合にあっては、省エネ基準に係る工事監理の状況（様式第９号、様式第１０号、様式第１１号、様式第１２号又は様式第１３号）を添付して行わなければならない。

（工事完了報告）

第１０条　認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費

性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第１４号）に、次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）第１７条の１５に規定する工事監理報告書の写し

(2)　住宅品質確保法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写し

(3)　前２号に掲げるもののほか、工事の完了を確認することができる書面であって市長が適当と認めるもの

（計画の取りやめ）

第１１条　建築主は、法第１１条第１項若しくは第２項又は法第１２条第２項若しくは第３項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第１５号）に省令第６条第１項第１号に規定する通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

２　認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第１６号）に、省令第２４条第２項に規定する通知書（法第３１条第２項において準用する法第３０条第１項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、当該通知書及び省令第２７条において読み替えて準用する省令第２４条第１項の規定による変更の認定通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

３　前各項の申出書又は申請書の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

（認定の取消し）

第１２条　市長は、法第３４条の規定により計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第１７号）により、認定を取り消された者に対し取り消した旨とその理由を通知するものとする。

（建築主等の変更）

第１３条　建築主等が、建築主等を変更しようとするときは、建築主等変更届（様式第１８号）により市長に届け出なければならない。

２　前項の建築主等変更届の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

（台帳の整備）

第１４条　市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは変更の認定又は基準適合認定を行ったときには、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請処理簿にその内容を記載するものとする。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。